

改定後	改定前
三井住友カード法人会員規約 (ハウスカード用：コーポレート) 一般条項 第1条（法人会員） 三井住友カード株式会社（以下「当社」という）に本規約を承認のうえ、入会申込みをした法人又は非法人たる団体（以下まとめて「法人」という）のうち、当社が適格と認めた法人を法人会員（以下「会員」という）とします。 また、当社が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。なお、本規約に基づき、当社と会員との間で成立した契約を本規約といたします。 第2条（カード担当者、カード利用単位、管理責任者、カード使用者） 3. 会員は、管理責任者を指定し、当社所定の方法で届出するものとします。管理責任者は、原則として、カード利用単位に所属する役員又は部長あるいは事業所長以上の役職者（臨時雇用、嘱託を除く）で当社が適当と認めた方とします。 4. 会員は、カード担当者及び管理責任者が、本規約および個人情報の取扱いに関する同意条項の内容を理解しており、会員の責任において本規約および個人情報の取扱いに関する同意条項をカード担当者及び管理責任者に遵守させることを保証し確約します。	三井住友カード法人会員規約 (ハウスカード用：コーポレート) 一般条項 第1条（法人会員） 三井住友カード株式会社（以下「当社」という）に本規約を承認のうえ、入会申込みをした法人または非法人たる団体（以下まとめて「法人」という）のうち、当社が適格と認めた法人を法人会員（以下「会員」という）とします。 第2条（カード担当者、カード利用単位、管理責任者、カード使用者） 3. 管理責任者は、原則として、カード利用単位に所属する役員又は部長あるいは事業所長以上の役職者（臨時雇用、嘱託を除く）で当社が適当と認めた方とします。 4. 管理責任者は、カード利用単位に所属する役員又は従業員（臨時雇用、嘱託を除く）の中からクレジットカードを社用に利用する方を指定して当社に所定の方法で届け出るものとし、当社が適格と認めた方をカード使用者（以下「使用者」という）とします。なお、管理責任者は、使用者の届出にあたり、使用者本人に本規約の内容を示し、理解をさせた上で承認を得るものとします。

5. 会員は、カード担当者及び管理責任者の地位等に関するカード担当者及び管理責任者の紛議については、自己の責任と費用負担でカード担当者及び管理責任者との間で解決し、当社に一切の迷惑を掛けないものとします。 6. 会員は、カード担当者または管理責任者が申請した使用者（次項に定める）の届出、追加、退会、変更等の手続き、及びカード利用枠の届出、変更等は、会員による真正かつ有効な手続とみなされることに同意します。 7. 会員は、カード担当者または管理責任者をして、カード利用単位に所属する役員または従業員（臨時雇用、嘱託を除く）の中からクレジットカードを社用に利用する方を指定して当社に所定の方法で届け出させるものとし、当社が適格と認めた方をカード使用者（以下「使用者」という）とします。なお、会員は、使用者の届出にあたり、使用者本人に本規約の内容を示し、理解をさせた上で承認を得させるものとします。 8. 会員は、カード担当者または管理責任者をして、カード利用単位に所属する使用者の届出、追加、退会、変更等の手続き、及びカード利用枠の届出、変更等の手続きを行わせるものとします。	5. 管理責任者は、当社が認めた場合に限り、カード使用者として法人名、部署名又は役職名を届け出ることができるものとする。 6. 管理責任者は、カード利用単位に所属する使用者の届出、追加、退会、変更等の手続き、及びカード利用枠の届出、変更等の手続きを行うものとします。
第3条（カードの貸与と取扱い） 1. 当社は、会員及び使用者に対し、本規約第33条第1項に定める加盟店で利用することを目的に、使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を表面に印字した使用者の申込区分に応じたクレジットカード又は当社所定の方法で	第3条（カードの貸与と取扱い） 1. 当社は、会員及び使用者に対し、本規約第25条第1項に定める加盟店で利用することを目的に、使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を表面に印字した使用者の申込区分に応じたクレジットカード又は当社所定の方法で

通知した会員番号（以下まとめて「カード」という）を発行し、貸与します。カード及びカード情報は、カード表面に印字された使用者本人又は当社が通知した会員番号の名義人である使用者本人以外使用できないものとし、また、違法な取引に使用してはなりません。また、会員及び使用者は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も、届出事項（第20条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。 （略） 3. カードの所有権は、当社に属しますので、会員及び使用者が他人にカードを貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードを他人に使用させ若しくはカード使用のために占有を移転させてはなりません。 4. カード及びカード情報の使用、管理に際して、会員若しくは使用者が前3項に違反し、その違反に起因してカードが不正に利用された場合、会員及び使用者は、連帯して本規約に基づきそのカード利用代金について全て支払いの責を負うものとします。（略） 第6条（カードご利用枠） （略） 3. 前2項のカードご利用枠は、会員又は使用者が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認める場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。	通知した会員番号（以下まとめて「カード」という）を発行し、貸与します。カードは、カード表面に印字された使用者本人又は当社が通知した会員番号の名義人である使用者本人以外使用できないものとし、また、違法な取引に使用してはなりません。また、会員及び使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も、届出事項（第20条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。 （略） 3. カードの所有権は、当社に属しますので、会員及び使用者が他人にカードを貸与・譲渡・質入・寄託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードを他人に使用させ若しくはカード使用のために占有を移転させてはなりません。 4. カードの使用、管理に際して、会員若しくは使用者が前3項に違反し、その違反に起因してカードが不正に利用された場合、会員及び使用者は、連帯して本規約に基づきそのカード利用代金について全て支払いの責を負うものとします。（略） 第6条（カードご利用枠） （略） 3. 前2項のカードご利用枠は、会員又は使用者が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認める場合には、これを減額できるものとします。
--	---

①カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合 ②カードの利用状況及び信用状況に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合 ③「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合 4. 本条に定めるカードご利用枠は、当社所定の方法によりこれを増額できるものとします。その場合は、カード担当者または管理責任者が当社所定の方法により申込みいただき当社が適当と認めた場合に増額するものとします。 (略) 第8条（代金決済） (略) 2. 当社に支払うべき債務の支払期日は、前項の支払方法の区分に従い、次の通りとします。 (1)会員の預金口座からの口座振替、証券口座からの引落とし又は通常貯金からの自動払込みにより支払う方法の支払期日は、毎月10日若しくは毎月26日のいずれかを会員が指定するものとします。支払期日が毎月10日の場合は、締切日を毎月15日とし、支払期日が毎月26日の場合は、締切日を毎月末日とします。但し、支払期日が毎月10日の場合は、当社若しくは金融機関の都合により毎月6日または又は毎月8日とすることがありますのでその場合は別途通知するものとし、この場合本条に言う「10日」を「6日」又は「8日」と読	①カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合 ②カードの利用状況及び信用状況に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合 ③ 当社が定める取引時確認手続きが完了しない場合 ④「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合 4. 本条に定めるカードご利用枠は、当社所定の方法によりこれを増額できるものとします。但し、会員が会員又は使用者のカードご利用枠の増額を希望する場合は、管理責任者が当社所定の方法により申込みいただき当社が適当と認めた場合に増額するものとします。 (略) 第8条（代金決済） (略) 2. 当社に支払うべき債務の支払期日は、前項の支払方法の区分に従い、次の通りとします。 (1)会員の預金口座からの口座振替、証券口座からの引落とし又は通常貯金からの自動払込みにより支払う方法の支払期日は、毎月10日とし、締切日は毎月15日とします。なお、支払期日は、当社若しくは金融機関の都合により毎月6日又は毎月8日とすることがありますのでその場合は別途通知いたします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。
--	---

み替えるものとします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。 なお、代金決済の支払口座に異名義口座（別法人、個人、または支社等の口座）の設定を希望する場合について、今後、異名義口座を支払口座に設定したことに関連して税法上・民法上の問題を含めいかなる不測の事態が発生したとしても、会員の責任と負担においてその一切を解決し、当社には迷惑をかけないものとします。 （２）当社指定の預金口座への振込みにより支払う方法の支払期日は、締切日を毎月１５日若しくは末日のいずれかを会員が指定するものとし、締切日が毎月１５日の場合は翌月１０日・１５日・２０日・２５日・末日のいずれか（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）を、締切日が毎月末日の場合は翌月２５日・末日・翌々月５日・１０日・１５日のいずれか（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）を会員が指定するものとします。但し、当社が適当と認めた会員はこの限りではありません。 （略） ６．当社は、前５項に定める会員の毎月の支払額を会員の支払方法が本条第２項第１号の場合で、支払期日が毎月１０日の場合は当月初旬に、支払期日が毎月２６日の場合は当月中旬に、会員の支払方法が本条第２項第２号の場合で、締切日が１５日の場合は翌月初旬に、締切日が末日の場合は翌月中旬に会員の届出の住所へ請求明細書を送付し、通知します。通知を受けた後１０日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、請求明細書の内容について承認したものとみなします。	（２）当社指定の預金口座への振込みにより支払う方法の支払期日は、締切日を毎月１５日とし、翌月１０日・１５日・２０日・２５日・末日のいずれか（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）を会員が指定するものとします。但し、当社が適当と認めた会員はこの限りではありません。 （略） ６．当社は、前５項に定める会員の毎月の支払額を会員の支払方法が本条第２項第１号の場合においては当月初旬に、会員の支払方法が本条第２項第２号の場合においては翌月初旬に会員の届出の住所へ請求明細書を送付し、通知します。通知を受けた後１０日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、請求明細書の内容について承認したものとみなします。
---	---

第11条（退会） 1. 会員が退会をする場合は、カード担当者が所定の方法により当社の指定する金融機関又は当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カード及びチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。 2. 使用者が退会をする場合は、カード担当者または管理責任者が所定の方法により当社の指定する金融機関又は当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カード及びチケット等を当社に返却するものとし、会員は、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。 （略） 第16条（紛失・盗難・偽造） 1. カードまたはカード情報あるいはチケット等が紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、会員及び使用者は、連帯して本規約に基づきその利用代金について全て支払いの責を負うものとします。但し、使用者は、使用者に対して貸与されたカードまたはカード情報の利用により発生する利用代金、チケット等の利用代金についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。 2. 会員及び使用者は、カードまたはカード情報あるいはチケット等が紛失・盗難にあった場合は、速やかにその旨を当社に通知し最寄警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けを当社に提出するものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、	第11条（退会） 1. 会員が退会をする場合は、管理責任者が所定の届出用紙により当社の指定する金融機関又は当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カード及びチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。 2. 使用者が退会をする場合は、管理責任者が所定の届出用紙により当社の指定する金融機関又は当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カード及びチケット等を当社に返却するものとし、会員は、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。 （略） 第16条（紛失・盗難・偽造） 1. カード又はチケット等が紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、会員及び使用者は、連帯して本規約に基づきその利用代金について全て支払いの責を負うものとします。但し、使用者は、使用者に対して貸与されたカード又はチケット等の利用代金についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。 2. 会員及び使用者は、カード又はチケット等が紛失・盗難にあった場合は、速やかにその旨を当社に通知し最寄警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けを当社に提出するものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での
--	--

は、当社への電話での連絡により届け出ることもできます。また、カード情報の紛失・盗難については、当社への通知で足りるものとします。 第17条（会員保障制度） 1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員及び使用者がカードまたはカード情報あるいは又はチケット等を紛失・盗難により他人に不正利用された場合であって、前条第2項に従い警察並びに当社への届出がなされたときは、これによって会員及び使用者が被るカード又はチケット等の不正利用による損害をてん補します。 （略） 3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。 （略） （7）会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合 （8）前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害 （9）戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害 （10）その他本規約に違反する使用に起因する損害 第20条（届出事項の変更等） 1. 当社に届け出たカード担当者、管理責任者、使用者、氏名、住所、連絡先、代金決済口座、電話番号、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、	連絡により届け出ることもできます。また、カード情報の紛失・盗難については、当社への通知で足りるものとし 第17条（会員保障制度） 1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員及び使用者がカード又はチケット等を紛失・盗難により他人に不正利用された場合であって、前条第2項に従い警察並びに当社への届出がなされたときは、これによって会員及び使用者が被るカード又はチケット等の不正利用による損害をてん補します。 （略） 3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。 （略） (7)前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害 (8)戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害 (9)その他本規約に違反する使用に起因する損害 第20条（届出事項の変更等） 1. 当社に届け出た管理責任者、使用者、氏名、住所、電話番号、代金決済口座、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、
--	---

職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、その他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、当社が適当と認めた方法により会員又は使用者が遅滞なく当社の指定する金融機関又は当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、電話等で届け出ることもできます。

（略）

第21条（営業秘密等の守秘義務等）

1. 会員および当社は、本規約の履行上知り得た相手方の技術上または営業上その他の秘密（以下「営業秘密等」という）を、善良なる管理者の注意をもって取り扱うとともに、秘密として保持し、相手方の事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・預託・漏洩等せず、本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとする。但し、以下のいずれかに該当することが証明された情報は営業秘密等に含まれないものとします。

（1）当該情報を受領した時点で、既に公知であった情報

（2）当該情報を受領した後に、当該情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報

（3）当該情報を受領した時点で、当該情報を受領した者が既に保有していた情報

（守秘義務の制約の下で相手方から開示された情報を除く）

（4）当該情報を受領した後に、守秘義務に服さない第三者から守秘義務を負うことなく適法かつ正当に開示を受けた情報

2. 前項の営業秘密等には、当社より会員

取引を行う目的、会員の実質的支配者、その他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、当社が適当と認めた方法により会員又は使用者が遅滞なく当社の指定する金融機関又は当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、電話等で届け出ることもできます。

（略）

宛に提供する事務連絡票の情報等が含まれるものとします。

3. 会員および当社は、営業秘密等を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、各々、自ら支配が可能な範囲において当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとします。

4. 会員および当社は、自己の役員・従業員、親会社（50%超の議決権を保有されているまたは40%以上の議決権を保有され且つ実質的に支配されていると見做すことができる会社をいう。但し当社は株式会社三井住友銀行を含む）および子会社（50%超の議決権を保有しているまたは40%以上の議決権を保有し且つ実質的に支配していると見做すことができる会社をいう）（以下総称して「従業員等」という）に対してのみ、相手方の営業秘密を開示できるものとする。会員および当社は、自己の従業員等に対し、就業規則・社内規程等により、本条と同等の機密保持義務等を課した上でなければ、相手方の営業秘密等を開示してはならないものとします。

5. 会員および当社は、営業秘密等をその責任において万全に保管するものとし、本規約が終了した場合に相手方の指示があるときは、その指示内容に従い返却または廃棄するものとします。

6. 本条の定めは本規約終了後も有効とします。

第22条（個人情報および個人情報の交換）

1. 会員および当社は、次に定める場合に限る、使用者の個人に関する情報（以下「個人情報」という）の交換をすることができるものとします。

(1) 使用者の同意がある場合 (2) 使用者の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合 2. 会員および当社間で交換する個人情報の範囲については、次のとおりとします。 (1) 前項(1)の場合は、使用者の同意の範囲内 (2) 前項(2)の場合は、必要最小限の範囲内 第23条（個人情報の守秘義務） 1. 会員および当社は、個人情報を、秘密として保持し、第三者に提供・開示・漏洩等せず、本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。 2. 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとします。 (1) 会員および当社間でペーパーやMT等を媒介にオフラインで交換される情報 (2) 会員が当社から直接受け取った情報 (3) 当社を経由せず、会員が受け取った情報 (4) カードを利用することで会員のホストコンピューターに登録される情報（取引情報、残高情報等） 3. 会員および当社は、個人情報を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、各々、自ら支配が可能な範囲において個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとします。 4. 本条の定めは本規約終了後も有効とします。 第24条（委託の場合の個人情報等の取扱い） 1. 会員および当社は、本規約に関わる業	
--	--

務処理を第三者に委託し、本規約ならびに適用法令に反しない限度で、当該委託先に対し、委託業務の遂行に必要な範囲で個人情報を提供することができるものとします。ただし、業務委託する当事者は、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し、委託先に本規約における同程度の機密保持義務を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとし、委託先における個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関して責任を負うものとします。

2. 会員は、当社が、会員から預託を受けている個人情報を、会員の使用者のサービス提供に関する照会・受付業務に限り、適用する法令に反しない限度で、当社が提携する企業に提供することに同意するものとします。

第25条（第三者からの申立）

1. 個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し、使用者を含む第三者から、訴訟上または訴訟外において、損害賠償請求等の申立がされた場合、会員および当社は当該申立の調査解決等につき互いに全面的に協力するものとします。

2. 前項の第三者からの申立が、第23条第3項に定める会員または当社の責任範囲に属するときは、会員および当社のうち責任を負う者は、責任を負わない者が当該申立を解決するのに要した一切の費用を負担するものとします。

3. 本条の定めは、営業秘密等の滅失・毀損・漏洩等に関し、第三者から損害賠償等の申立がされた場合に準用されるものとします。

4. 本条の定めは、本規約終了後も有効と

します。 第26条（損害賠償） 会員は、本規約に違反したことにより当社に生じた損害を賠償する責を負うものとするものとします。 第27条（免責） 1. 当社は、天災地変、火災、戦争、暴動、内乱、公権力による命令処分、同盟罷業その他の争議行為、通信障害、電力事故、輸送機関等の事故その他の不可抗力によって、本件業務の履行を遅延もしくは履行不能を生じた場合、その責を負わないものとしします。 2. 当社は、第三者が提供する通信機器・設備・回線の故障・障害・その他に関し当社の責に帰さない事由により生じた損害についてはその責めを負わないものとしします。 3. 当社のシステムに異常が生じた場合その他やむを得ない理由にて、本件業務が停止したことによる会員に生じた費用や損害については、当社はその責を負わないものとしします。 4. 当社は、会員に対し、本件業務の履行上、当社が必要と判断する場合には、会員の指示を求めることができます。この場合、会員は、当社に対し、速やかに、必要な指示を行わなければならない、この指示を怠った（遅延の場合を含む）ことによる一切の責任を負担するものとし、当社は免責されるものとしします。 第28条（本規約上の地位の譲渡禁止） 会員は、当社の事前の書面による承諾なく、	
--	--

本規約上の地位または本規約上の地位に基づく権利もしくは義務の全部または一部を第三者に譲渡その他の処分をしてはならないものとします。 第 2 9 条（合意管轄裁判所） （略） 第 3 0 条（規約の変更、承認） （略） 第 3 1 条（利率の変更） 遅延損害金の利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第 3 0 条の規定にかかわらず、当社から利率の変更を通知した後は、変更後の利用分から変更後の利率が適用されるものとします。 第 3 2 条（準拠法） （略） カードショッピング条項 第 3 3 条（カードショッピング） 1. 利用可能な加盟店 使用者は、当社の加盟店のうち、会員及び使用者が予め同意した特約に明示された加盟店（以下、「ハウス加盟店」という。）においてのみカードを利用することができます。但し、ハウス加盟店以外の加盟店における支払いにカードを利用した場合でも、会員はカード利用代金について全て支払いの責を負うものとします。また、使用者は、ハウス加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪	2 1 条（合意管轄裁判所） （略） 第 2 2 条（規約の変更、承認） （略） 第 2 3 条（利率の変更） 遅延損害金の利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第 2 2 条の規定にかかわらず、当社から利率の変更を通知した後は、変更後の利用分から変更後の利率が適用されるものとします。 第 2 4 条（準拠法） （略） カードショッピング条項 第 2 5 条（カードショッピング） 1. 利用可能な加盟店 使用者は、当社の加盟店のうち、会員及び使用者が予め同意した特約に明示された加盟店（以下、「ハウス加盟店」という。）においてのみカードを利用することができます。但し、ハウス加盟店以外の加盟店における支払いにカードを利用した場合でも、会員はカード利用代金について全て支払いの責を負うものとします。また、使用者は、ハウス加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売
--	--

用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について十分に注意するものとします。なお、会員はハウス加盟店（含むハウス加盟店以外）にてカードショッピングの取引を行う目的は事業費決済とし、営業のため又は営業として行われるものに限られるもののみとします。 （略） 第 3 4 条（立替払の承諾等） （略） 第 3 5 条（カードショッピング代金の支払区分） （略） 第 3 6 条（見本・カタログ等と現物の相違） （略） (2025 年 5 月改定) 個人情報の取扱いに関する同意条項 <本同意条項は三井住友カード法人会員規約（ハウスカード用：コーポレート）（以下「本規約」という）の一部を構成します> 第 1 条（個人情報の収集・保有・利用・提供等） 1. 使用者又は使用者の予定者及び会員の代表者又は入会申込者の代表者及びカード担当者、管理責任者（以下総称して「使用者等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理並びに付帯サービスの提供のため、	上傳票等の偽造・変造等の危険について十分に注意するものとします。なお、会員はハウス加盟店（含むハウス加盟店以外）にてカードショッピングの取引を行う目的は事業費決済のみとします。 （略） 第 2 6 条（立替払の承諾等） （略） 第 2 7 条（カードショッピング代金の支払区分） （略） 第 2 8 条（見本・カタログ等と現物の相違） （略） (2024 年 4 月改定) 個人情報の取扱いに関する同意条項 <本同意条項は三井住友カード法人会員規約（ハウスカード用：コーポレート）（以下「本規約」という）の一部を構成します> 第 1 条（個人情報の収集・保有・利用・提供等） 1. 使用者又は使用者の予定者及び会員の代表者又は入会申込者の代表者（以下総称して「使用者等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理並びに付帯サービスの提供のため、
--	---

下記①から⑨の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記②の契約情報を含む使用者に関するお支払等のご案内は、会員にご案内します）、及び、法令に基づき市区町村の要求に従って使用者の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。

①申込み時若しくは入会後に使用者等が申込書に記入し若しくは使用者等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、勤務先、**資産、負債、収入**、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）及びお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（**これらすべて**

下記①から⑨の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記②の契約情報を含む使用者に関するお支払等のご案内は、会員にご案内します）、及び、法令に基づき市区町村の要求に従って使用者の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。

①申込み時若しくは入会後に使用者等が申込書に記入し若しくは使用者等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、勤務先、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）及びお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」

ての変更情報を含み、以下総称して「属性情報」という) ②使用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、ID その他の識別情報等のご利用状況及び契約内容に関する情報（加盟店等から当社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という） (略) 2. 使用者等は、当社がクレジット事業（クレジットカード、ファクタリングを含む）、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する事業の次の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。 ① 新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス ② 市場調査、商品開発 ③ 宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動 ④ 当社が認める加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール等その他の通信手段を用いた送信 ⑤ 当社が認める加盟店等その他地方公共団体等及び当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る） ※なお、上記の当社の具体的な事業内容に	という) ②使用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、ID その他の識別情報等のご利用状況及び契約内容に関する情報（クレジットカード利用可能加盟店等から当社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という） (略) 2. 使用者は、当社が下記の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。 ①当社のクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス ②当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発 ③当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動 ④当社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール等その他の通信手段を用いた送信 ⑤当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等及び当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る） ※なお、上記の当社の具体的な事業内容に
---	---

については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。 （略） 第2条（個人信用情報機関への登録・利用） 1. 使用者等は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）及び加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、使用者等及びその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を使用者等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。 2. 使用者等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により使用者等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。 3. 使用者は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報	については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。 （略）
--	---

報の保護と適正な利用の確保のために
必要な範囲内において、加盟信用情報
機関及び提携信用情報機関並びにそれ
らの加盟会員によって相互に提供また
は利用されることに同意します。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電 話番号、勤務先、運転免許証等の記 号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期 間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
③本規約に関する客観的な取引事 実※2	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済 後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済 後）5年間
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録・譲渡日から1年以 内

※1 申込時点において勤務先は決定して
いるものの入社年月が未到来である場合、
勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社
年月が到来してからとなります。

※2 上記「本規約に関する客観的な取引
事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番
号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、
貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、
支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求
予定額、支払日、完済日、完済予定年月、
月々の支払い状況等（解約、完済、支払停
止の抗弁の申立等の事実を含む）となりま
す。

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話
番号>

○名称：株式会社シー・アイ・シー

（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用
情報機関）

所在地：〒160-8375 東京都新宿区
西新宿1-23-7 新宿ファーストウエス
ト15階

電話番号：0120-810-414

ホームページアドレス：

<https://www.cic.co.jp>

○名称：株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関) 所在地：〒110-0014 東京都台東区 北上野1-10-14 住友不動産上野ビル 5号館 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス： https://www.jicc.co.jp ※契約期間中に新たに個人信用情報機関に 加盟する場合は、別途、書面により通知し、 同 意を得るものとします。 <提携信用情報機関の名称・電話番号> ○名称：全国銀行個人信用情報センター 所在地：〒100-8216 東京都千代田 区丸の内1-3-1 電話番号：03-3214-5020 ホームページアドレス： https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等 は各機関のホームページに掲載されていま す。なお、各機関に登録されている情報の 開示は、各機関で行います（当社では行い ません）。 第3条（個人情報の預託） (略) 第4条（利用の中止の申出） 使用者は、第1条第2項の同意の範囲内 で当社が当該情報を利用している場合であ っても、入会後に当社に対しその中止を申 出ることができます（以下、尚書きの内容 を含めて同じ）。但し、カード又はご利用代 金明細書に同封されるご案内等の送付を除 きます。お申出は、第9条第1項記載の窓	第2条（個人情報の預託） (略) 第3条（利用の中止の申出） 使用者は、第1条第2項の同意の範囲内 で当社が当該情報を利用している場合であ っても、入会後に当社に対しその中止を申 出ることができます（以下、尚書きの内容 を含めて同じ）。但し、カード又はご利用代 金明細書に同封されるご案内等の送付を除 きます。お申出は、第8条第1項記載の窓
---	--

口にご連絡ください。尚、第 1 条第 2 項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。	口にご連絡ください。尚、第 1 条第 2 項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。
第 5 条（個人情報の開示・訂正・削除） 1. 使用者等は、当社、個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、使用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。 ① 当社に開示を求める場合には、第 9 条第 2 項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。 ② 個人情報情報機関に開示を求める場合には、第 2 条記載の連絡先へ連絡してください。 （略）	第 4 条（個人情報の開示・訂正・削除） 1. 使用者等は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、使用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。 当社に開示を求める場合には、第 8 条第 2 項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。 （略）
第 6 条（会員契約が不成立の場合） （略）	第 5 条（会員契約が不成立の場合） （略）
第 7 条（退会後又は会員資格・使用者資格取消後の場合） （略）	第 6 条（退会後又は会員資格・使用者資格取消後の場合） （略）
第 8 条（規約等に不同意の場合） （略）	第 7 条（規約等に不同意の場合） （略）
第 9 条（個人情報に関するお問合わせ） 1. 第 4 条に定める中止のお申出は、下記	第 8 条（個人情報に関するお問合わせ） 1. 第 3 条に定める中止のお申出は、下記

の当社 F O R Y O U デスクまでお願いします。 (略) 第 1 0 条（同意条項の位置付け及び変更） (略) 個人情報の共同利用について 当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。 個人情報統括管理責任者について 当社は、個人情報を厳重に保護する責任者として、個人情報保護所管部の担当役員を「個人情報統括管理責任者」に選任しております。 (略) (2025 年 5 月改定) カード関連業務の委託に関する特約 (ハウスカード用：コーポレート) 三井住友カード法人会員規約（ハウスカード用：コーポレート）（以下総称して「会員規約」という）を承認のうえ、三井住友カード株式会社（以下「当社」という）に入会を申し込み、当社が入会を認めた法人（以下「会員」という）に対して発行する法人カードに関し、会員が第三者に第 2 条第 1	の当社 F O R Y O U デスクまでお願いします。 (略) 第 9 条（同意条項の位置付け及び変更） (略) 個人情報の共同利用について 当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。 (略) (2024 年 4 月改定)
--	--

項各号に定める業務を委託する場合について、以下の通り特約を定めます。 なお、本特約は会員規約と一体をなすものとし、本特約と会員規約との間に矛盾・抵触がある場合は本特約を優先するものとします。 第1条（カード担当者） 会員規約の定めに係らず、次条第1項に定める業務に関し会員が業務委託先（以下、「業務委託先」という）における当社との連絡窓口になる者として、当社へ当社所定の方法にて届出た者をカード担当者とします。 第2条（業務委託） 1. 会員は、次の各号に掲げる業務の一切を業務委託先に委託するものとし、当社は本特約に従うことを条件にこれを認めます。 （1）管理責任者の届出 （2）入会申込の当社への取次 （3）会員・使用者資格喪失情報の当社への提供 （4）退会届・諸変更届・カード紛失届・その他必要書類の会員と当社との連絡窓口（記入要領および届出方法の連携・紛失時の連絡対応等） （5）当社との間での会員・使用者データ、利用データの授受 （6）その他、会員と業務委託先間で合意した業務であり、かつ当社へ通知し当社が承諾をした業務 2. 会員は、前項の業務委託に先立って、会員規約および本特約の内容を業務委託先に	
---	--

周知し、業務委託先をして会員規約および本特約に従うことを承諾させるものとし、これがなされないことによって当社に損害が生じた場合には会員がこの損害を填補するものとします。また、会員は業務委託先に対し、前項の各業務を委託することに関し、会員が当社に対し負担する義務と同一の義務を負わせる契約を締結するものとし、業務委託先がその責に帰すべき事由により前項の委託業務に関連して当社に損害を与えた場合には、会員は業務委託先と連帯して当社の被った一切の損害を賠償する責を負うものとします。

3. 会員は第1項の業務の委託を解消する場合には、2ヶ月前までに書面にて当社に通知するものとします。当該通知が無い場合、会員および業務委託先は第1項の業務の委託の解消を当社に対抗出来ないものとします。

4. 会員は、第1項に定める業務を行う業務委託先のカード担当者を指定し、当社に届出るものとします。会員は、当社に事前に書面により通知することにより当該担当者を変更することができるものとします。

第3条（権利義務）

1. 業務委託先および当社が前条第1項に定める業務について連絡、報告等（口頭によるか書面によるか、電子データによるかを問わない。以下同じ）を行う場合、当社は業務委託先に連絡、報告等すれば足り、会員への連絡報告等を行う義務を負わないものとし、会員はこれを承諾するものとします。

2. 前条第1項に定める業務以外について

連絡、報告等を行う場合、当社は会員に連絡、報告等すれば足り業務委託先への連絡、報告等を行う義務を負わないものとし、業務委託先はこれを承諾するものとします。

3. 前2項において、前条1項の業務に属するか否か不明の場合には、当社の判断において、会員または業務委託先のいずれかに連絡、報告等すれば足りるものとします。

第4条（表明・保証）

会員は、自らおよび業務委託先が（役員・従業員を含む。以下本項において同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という）または（1）の各号のいずれにも該当しないことを表明・保証するとともに、将来においても自らおよび業務委託先が暴力団員等または（1）の各号のいずれにも該当しないこと、自らまたは第三者を利用して（2）の各号のいずれかに該当する行為を一切行わないことを確約し、自らおよび業務委託先の故意過失を問わず、かかる表明・保証に違反し、あるいはかかる確約に違反した場合には、本特約に基づく取引が停止されることがありえることを異議なく承諾するものとします。これにより自らおよび業務委託先に損害が生じた場合でも当社に何らの請求は行わず、一切自らの責任とする。また、かかる表明・保証、確約に違反して当社に損害が生じた場合には、その一切の損害を

自らおよび業務委託先（役員・従業員は含まない）は賠償しなければならないものとします。

（１）

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（２）

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤その他①ないし④に準ずる行為

第 5 条（有効期間・解約）

1. 本特約の有効期間は、当社が入会を認めた会員に対して発行する法人カードに関し、会員が第三者に第 2 条第 1 項各号に定める業務を委託することを当社が認めた日から 1 年間とし、会員または当社いずれからその期間満了の 3 ヶ月前までに別段の

書面による意思表示をしないときは、さらに1年間自動的に延長し、以後も同様とします。

2. 会員および当社は、前項の期間中において本特約を解約しようとする場合には、相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行うことにより、解約できるものとします。

3. 会員の会員資格が失効したときは、本特約も自動的に終了するものとします。なお、理由の如何を問わず、会員と当社との契約関係が終了した場合は、自動的に会員の関係会社と当社との契約関係も終了するものとします。

第6条（本特約の解除等）

1. 会員および当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは相手方に何らの催告をすることなく直ちに本特約を解除することができるものとします。

（1）本特約の内容に違反し、本特約に基づく業務の遂行が困難となるような事態に至ったときまたは自らが相手方の本特約違反により損害を被ったとき

（2）故意または過失により損害を被ったとき

（3）監督官庁から営業の取消または停止処分を受けたとき

（4）自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき

（5）差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受けまたは民事再生手続、会社更生手続の開始、破産手続の開始その他類似する

倒産手続の開始、もしくは競売を申立てられまたは自ら民事再生手続、会社更生手続の開始もしくは破産手続の開始その他類似する倒産手続の申立てをしたとき (6) 事業の廃止または解散の決議をしたとき (7) その他財産状態が悪化しまたはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき 2. 前項による解除は、損害賠償の請求を妨げるものではないものとします。 (2021年9月制定) 個人情報の取扱いに関する同意条項に係る特約 第1条 (略) 三井不動産リアルティグループ個人情報担当窓口 (三井不動産リアルティ(株)コンプライアンス担当部門内) 住所〒100 6019 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング (霞が関ビル内郵便局私書箱118号) 電話 0120 977 231 受付時間その他詳細はホームページをご覧ください。 お問い合わせホームページ http://www.mfrealty.jp/personal/info	個人情報の取扱いに関する同意条項に係る特約 第1条 (略) 三井不動産リアルティグループ個人情報担当窓口 (三井不動産リアルティ(株)コンプライアンス担当部門内) 住所〒100 6019 東京都千代田区霞が関325 霞が関ビルディング (霞が関ビル内郵便局私書箱118号) 電話 0120 977 231 受付時間その他詳細はホームページをご覧ください。 お問い合わせホームページ http://www.mfrealty.jp/personal/info
---	---